

MEDIAEDGE-SWT3 DS

Installation Guide

MEDIAEDGE-SWT3 DS

Installation Guide

July 29,2008

Copyright © 2008 Canopus Co., Ltd.

All rights reserved.

■ご購入製品を使用される際の注意事項

ここでは、ご購入製品を使用されるときにご注意いただきたい事柄について説明しています。



ご注意

- (1) 本製品の一部または全部を無断で複製することを禁止します。
- (2) 本製品の内容や仕様は将来予告無しに変更することがあります。
- (3) 本製品は内容について万全を期して作成いたしましたが、万一ご不審な点や誤り、記載漏れなどお気付きの点がございましたら、当社までご連絡ください。
- (4) 運用した結果については、(3) 項にかかわらず責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (5) ご使用上の過失の有無を問わず、本製品の運用において発生した逸失利益を含む特別、付随的、または派生的損害に対するいかなる請求があったとしても、当社はその責任を負わないものとします。
- (6) 本製品付属のソフトウェア、ハードウェア、マニュアル、その他添付物を含めたすべての関連製品に関して、解析、リバースエンジニアリング、デコンパイル、ディスアセンブリを禁じます。
- (7) カノープス、CANOPUS/ カノープスおよびそのロゴは、カノープス株式会社の登録商標です。
- (8) MEDIAEDGE はカノープス株式会社の登録商標です。
- (9) Windows は米国マイクロソフト・コーポレーションの登録商標です。また、その他の商品名やそれに類するものは各社の商標または登録商標です。



表記について

- 本書に記載されていない情報が記載される場合がありますので、ディスクに添付のテキストファイル・オンラインマニュアルも必ずお読みください。
- 本書での説明と実際の運用方法とで相違点がある場合には、実際の運用方法を優先するものとします。
- 本書はパソコンの基本的な操作を行うことができる方を対象に書かれています。特に記載の無い操作については、一般的なパソコンの操作と同じように行ってください。
- 本書では Microsoft® Windows® XP Professional operating system を Windows XP と表記します。Microsoft® Windows Server™ 2003 Standard Edition、Microsoft® Windows Server™ 2003 Enterprise、Microsoft® Windows Server™ 2003 Datacenter Edition を Windows Server 2003 と表記します。Microsoft® Windows Vista™ Buisness、Microsoft® Windows Vista™ Ultimate を Windows Vista と表記します。
- 説明の便宜上、実際の製品とイラストおよび画面写真が異なる場合があります。



警告

■健康上のご注意

ごくまれに、コンピュータのモニタに表示される強い光の刺激や点滅によって、一時的にてんかん・意識の喪失などが引き起こされる場合があります。こうした経験をこれまでになされたことがない方でも、それが起こる体質を持っていることも考えられます。こうした経験をお持ちの方や、経験をお持ちの方の血縁にあられる方は、本製品を使用される前に必ず医師と相談してください。

目次

第1章 - 確認

1 はじめに	2
1-1 使用許諾契約書について.....	2
1-2 ご使用に当たっての留意事項.....	2
1-3 パッケージ内容の確認.....	3
1-4 利用許諾について.....	5
2 動作環境について	6
2-1 コンピュータ本体について.....	6
2-2 対応OSについて.....	6
2-3 当社ホームページについて.....	7

第2章 - インストール

1 概要	10
2 インストール	12
2-1 MEDIAEDGE-SWT3 DSのインストール.....	12
2-2 MEDIAEDGE-DAS3のインストール.....	15
3 アンインストール	19
3-1 MEDIAEDGE-SWT3 DSのアンインストール.....	19
3-2 MEDIAEDGE-DAS3のアンインストール.....	20

第3章 - MEDIAEDGE-SWT3 DS

1 ネットワーク設定	22
1-1 この章での説明について.....	22
1-2 DNS、DHCPを使用する場合.....	23
1-3 DNS、DHCPを使用しない場合.....	24
2 MEDIAEDGE-SWT3 DSの動作確認	26
2-1 MEDIAEDGE-SWT3 DSを起動する.....	26

第4章 - Appendix

1 対応フォーマットと制限事項	28
-----------------------	----

2	トラブルシューティング	29
3	GPLライセンスに関する事項	30

確認

1

この章では、セットアップを行う前に確認していただきたい事項や、ご注意くださいいただきたい事項について説明します。

- はじめに
- 動作環境について

1 はじめに

1-1 使用許諾契約書について

MEDIAEDGE-SWT3 DSをご購入いただき、ありがとうございます。本製品をお使いいただくにあたって、まずはじめに付属の使用許諾契約書をお読みください。本製品に付属のソフトウェアをご利用いただくには、この使用許諾契約書の内容にご同意いただく必要があります。この使用許諾契約にご同意いただけない場合や、ご不明な点がありましたら、本書以外のパッケージを開封せずに下記第1サポート部までご連絡ください。

使用許諾契約は、お客様が『ディスクが入っている封筒』を開封された時点で内容にご同意いただいたものとさせていただきます。

カノーブス株式会社 第1サポート部

〒651-2241 神戸市西区室谷1-2-2 カノーブス株式会社

1-2 ご使用に当たっての留意事項

ご使用上の過失の有無を問わず、本製品の運用において発生した逸失利益を含む間接損害に対するいかなる請求があったとしても、当社はその責任を負わないものとします。製品本来の使用目的および当社が推奨する使用環境下以外での本製品の動作保証は、一切いたしかねます。また、CPUなどを規格外でご使用の場合、本製品の動作保証は一切いたしかねます。

本製品を使用して他人の著作物（例：CD・DVD・ビデオプログラム等に収録されている、あるいはラジオ・テレビ放送またはインターネット送信によって取得する音声・映像）を録音・録画する場合の注意点は下記のとおりとなります。

- 著作物は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときで、その使用するものが複製または編集をする場合等を除き、その複製または編集等が著作権を侵害することがあります。収録媒体等に示されている権利者または権利者団体等を介する等の方法により、著作権者から許諾を受けて、複製、編集等を行う必要があります。
- 他人の著作物を許諾無く複製または編集等をして、これを媒体に固定して有償・無償を問わず譲渡すること、またはインターネットなどを介して有償・無償を問わず送信すること（自己のホームページの一部に組み込む場合も同じ）は、著作権を侵害することになります。
- 本製品を使用して作成・複製・編集される著作物またはその複製物につきましては、当社は一切責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

1-3 パッケージ内容の確認

MEDIAEDGE-SWT3 DSのパッケージの中に、次の付属品が入っていることを確認してください。MEDIAEDGE-SWT3 DSの付属品は本マニュアルのp. 3、MEDIAEDGE-SWT3 DS(サーバー認証方式)の付属品はp. 4に記載されています。

製品の梱包には万全を期しておりますが、万一不足しているものがありましたら、下記カスタマーサポートまでご連絡ください。

カノープス株式会社 カスタマーサポート

電話：078-992-5846

(※月曜～金曜 10:00～12:00/13:00～17:00 土、日、祝日および当社指定休日を除く)

■MEDIAEDGE-SWT3 DS同梱物

□ Dongle (ハードウェアプロテクトキー)

MEDIAEDGE-SWT3 DSご使用時には、このDongleが必要です。

MEDIAEDGE-SWT3 DSをインストールしたクライアントPCに装着して使用します。

□ ディスク

• MEDIAEDGE-SWT3 DS Installation CD

MEDIAEDGE3 DSより配信されるレイアウトコンテンツをPC上で見るためのアプリケーションなどが付属しています。

□ マニュアル

• MEDIAEDGE-SWT3 DS Installation Guide (本書)

□ ユーザー登録カード・ユーザー登録控え

本製品に関するさまざまなサービスをお受けいただくために、ぜひユーザー登録を行ってください。ご登録いただけていない場合には、一部のサービスについてお受けいただけないものがございます。

ユーザー登録カードの各項目に必要事項を記入し、ユーザー控えの部分を持ち離して切手を貼らずにポストへ投函してください。切り離したユーザー控えは、ご購入いただきました製品の所有者であることを証明するものになりますので、本書と併せて大切に保管してください。また、本製品は当社ホームページにおいてオンラインユーザー登録も承っております。詳しくはオンラインユーザー登録ページ(<http://www.canopus.co.jp/tech/regist.htm>)をご覧ください。

□ 使用許諾契約書

■MEDIAEDGE-SWT3 DS(サーバー認証方式)同梱物

□ドングル(ハードウェアプロテクトキー)

MEDIAEDGE-SWT3 DS(サーバー認証方式)ご使用時には、このドングルが必要です。MEDIAEDGE-DAS3をインストールしたサーバーコンピュータに装着して使用します。

□ディスク

- MEDIAEDGE-SWT3 DS Installation CD

MEDIAEDGE3 DSより配信されるレイアウトコンテンツをPC上で見るためのアプリケーションなどが付属しています。

- MEDIAEDGE-DAS3 Application CD

MEDIAEDGE-SWT3 DSのライセンス管理を行なう認証サーバーとして機能するアプリケーションなどが付属しています。

□マニュアル

- MEDIAEDGE-SWT3 DS Installation Guide (本書)

□ユーザー登録カード・ユーザー登録控え

本製品に関するさまざまなサービスをお受けいただくために、ぜひユーザー登録を行ってください。ご登録いただけていない場合には、一部のサービスについてお受けいただけないものがございます。

ユーザー登録カードの各項目に必要な事項を記入し、ユーザー控えの部分を切り離して切手を貼らずにポストへ投函してください。切り離したユーザー控えは、ご購入いただきました製品の所有者であることを証明するものになりますので、本書と併せて大切に保管してください。また、本製品は当社ホームページにおいてオンラインユーザー登録も承っております。詳しくはオンラインユーザー登録ページ(<http://www.canopus.co.jp/tech/regist.htm>)をご覧ください。

□使用許諾契約書

1-4 利用許諾について

本製品は、搭載するソフトウェアの一部にGNU一般公衆利用許諾（GNU General Public License、以下「GPL」と呼ぶ）またはGNU劣等一般公衆利用許諾（GNU Lesser General Public License、以下「LGPL」と呼ぶ）に該当するフリーソフトウェアを利用しています。GPL/LGPL該当ソフトウェアのリスト、ソースコードの請求、および本件に関する質問はカノープス株式会社 第1サポート部までFAXにてお問い合わせください。

カノープス株式会社 第1サポート部

FAX. 078-992-2998

(24時間受付 回答は土日祝日および当社指定休日を除く翌営業日以降)

2 動作環境について

2-1 コンピュータ本体について

以下の条件を満たしている場合でもコンピュータ本体の問題によって正常に動作しない場合があります。以下に書かれている条件を満たしているすべてのコンピュータでの動作を保証しているものではありません。

■MEDIAEDGE-SWT3 DSクライアントの推奨環境

- Intel Core2Duo 2GHz 以上のCPU
- 1GB(Windows Vista使用時は2GB)以上のメモリ
- ネットワークインターフェース (100BASE-TX以上)
- 最小40GB以上のHDD
- サウンドボード
- DirectX9.0対応グラフィックボード
- CD-ROMドライブ (インストール用)
- USBポート

(ドングル装着用、MEDIAEDGE-SWT3 DS(サーバー認証方式)では不要)

※Internet Explorer 7以降での利用を推奨

■MEDIAEDGE-SWT3 DS(サーバー認証方式)認証サーバー(MEDIAEDGE-DAS3)の推奨環境

- Intel Pentium III 550MHz 以上のCPU
- 256MB 以上のメモリ
- ネットワークインターフェース (100BASE-TX以上)
- CD-ROMドライブ (インストール用)
- USBポート (ドングル装着用)

2-2 対応 OS について

■MEDIAEDGE-SWT3 DSクライアントの対応OS

- マイクロソフトWindows XP Professional SP3以降 日本語版
- マイクロソフトWindows Vista Ultimate/Business SP1以降 日本語版
※Windows Vistaを使用する場合、Windows Aero機能をONに設定しておく事。

■MEDIAEDGE-SWT3 DS(サーバー認証方式)認証サーバー(MEDIAEDGE-DAS3)の対応OS

- マイクロソフトWindows Server 2003 日本語版

2-3 当社ホームページについて

MEDIAEDGEをはじめとする当社最新情報をホームページ(<http://www.canopus.co.jp>)にて発信しています。最新のドライバ、ユーティリティ、製品マニュアル(PDF形式)、FAQなどを公開していますので、当社ホームページへ是非アクセスしてください。

インストール

2

この章では、アプリケーションのインストール方法について説明します。

- 概要
- インストール
- アンインストール

1 概要

MEDIAEDGE-SWT3 DS は、MEDIAEDGE3 DS より配信されるレイアウトコンテンツを PC 上でレイアウト表示、再生するための専用ソフトウェアで、動画や静止画、HTML ファイル、テロップなどの表示に対応しています。

MEDIAEDGE-DAS3 は、MEDIAEDGE-SWT3 DS(サーバー認証方式)用でのみ使用する認証サーバーで、ドングルには同時に接続できるクライアントの上限が設定されており、その範囲内で認証を許可します。MEDIAEDGE-DAS3 をインストールするサーバーコンピュータは、MEDIAEDGE-SVS3 と別であっても同じであってもかまいません。

2 インストール

2-1 MEDIAEDGE-SWT3 DS のインストール

MEDIAEDGE-SWT3 DS をインストールします。以下の手順にしたがってインストール作業を行ってください。

※MEDIAEDGE-SWT3 DS とMEDIAEDGE-SWT3、MEDIAEDGE-SVS3、Display Content Managerを同じコンピュータにインストールしないでください。

※その他のMEDIAEDGE3 DS関連製品の詳細や設定については各製品付属のマニュアルなどを参照してください。

MEDIAEDGE-SWT3 DS は、ドングルまたは認証サーバー MEDIAEDGE-DAS3 によるライセンス管理を行います。ネットワーク認証を行う場合は、別途 MEDIAEDGE-DAS3 をサーバーコンピュータにインストールしてください。詳細は「MEDIAEDGE-DAS3 のインストール (p. 15)」を参照してください。

■インストール方法

システム設定の変更を行える権限を持つユーザー ID (Administrator など) でログオンしてください。また、インストール作業を開始する前に、現在起動しているすべてのアプリケーションや常駐ソフトウェアを終了してください。

1 『MEDIAEDGE-SWT3 DS Installation CD』を CD-ROM ドライブにセットしてください。

2 CD-ROM が自動起動し、MEDIAEDGE-SWT3 DS のセットアッププログラムが起動します。

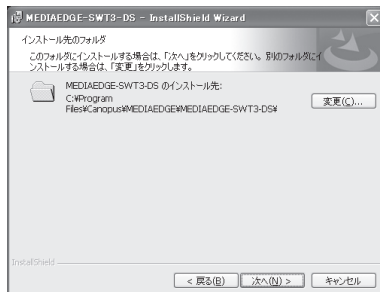
自動起動しない場合は、[スタート]メニューから[すべてのプログラム]→[アクセサリ]→[エクスプローラ]と進んで、『エクスプローラ』を起動します。次に、CD-ROM を挿入したドライブを選択して開きます。

[SWT3-DS] フォルダを開いて、[setup.exe] をダブルクリックしてください。

3 [次へ] をクリックしてください。



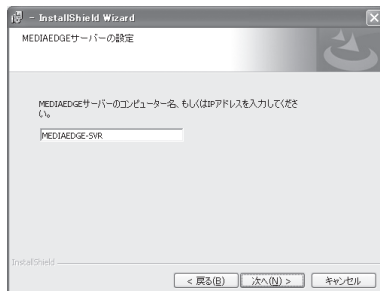
4 [次へ] をクリックしてください。
インストール先フォルダを変更する場合には、[変更] をクリックし、インストールするフォルダを選択するか、フォルダ名を直接入力してください。



5 共有するドライブを選択し、[次へ] をクリックしてください。
複数のハードディスクドライブが存在している場合はサイズの大きいハードディスクドライブを選択してください。



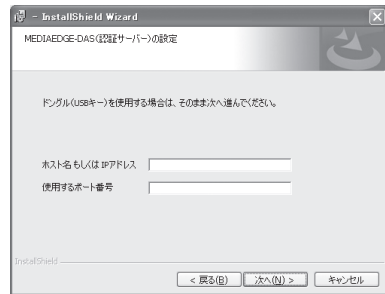
6 MEDIAEDGE サーバーのコンピュータ名もしくは IP アドレスを入力し、[次へ] をクリックしてください。
ここではサーバーコンピュータ名は [MEDIAEDGE-SVR] に設定しています。



7

MEDIAEDGE-DAS を使用する場合は、ホスト名もしくは IP アドレス、および使用するポート番号を入力し、[次へ]をクリックしてください。

MEDIAEDGE-DAS を使用せずにドングルを使用する場合は何も入力せずに [次へ] をクリックしてください。



8

スタートアップメニューに登録する場合は [登録する] に、登録しない場合は [しない] にチェックを付け、[次へ] をクリックしてください。



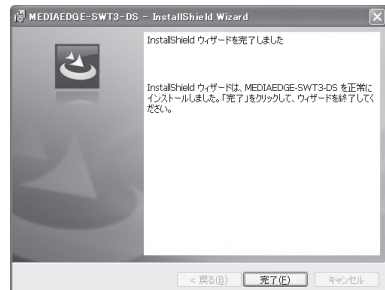
9

[インストール] をクリックしてください。



10

[完了] をクリックしてください。以上で MEDIAEDGE-SWT3-DS のインストールは終了です。



2-2 MEDIAEDGE-DAS3 のインストール

※ MEDIAEDGE-SWT3 DS(サーバー認証方式)のみ

MEDIAEDGE-DAS3 は、MEDIAEDGE-SWT3 DS の認証サーバーです。ドングルには同時に接続できるクライアント (MEDIAEDGE-SWT3 DS) の上限が設定されており、その範囲内で認証を許可します。

※MEDIAEDGE-DAS3をインストールするサーバーコンピュータは、MEDIAEDGE-SVS3インストール環境と別であっても同じであってもかまいません。

■ インストール方法

サーバーコンピュータに MEDIAEDGE-DAS3 をインストールします。システム設定の変更を行える権限を持つユーザー ID (Administrator など) でログオンしてください。また、インストール作業を開始する前に、現在起動しているすべてのアプリケーションや常駐ソフトウェアを終了してください。

注意

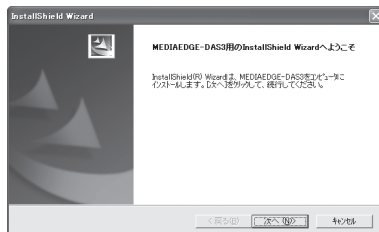
ドングルを最初から装着した状態でインストールを行うと、ドングルを認識しません。ドングルドライバインストール時の装着を促すメッセージが表示されてから装着を行ってください。

1 『MEDIAEDGE-DAS3 Application CD』を CD-ROM ドライブにセットしてください。

2 CD-ROM が自動起動し、MEDIAEDGE-DAS3 のセットアッププログラムが起動します。

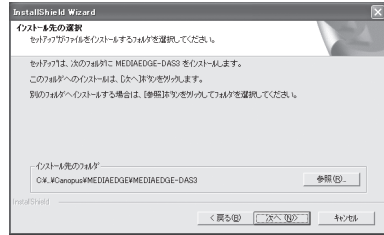
自動起動しない場合は、[スタート]メニューから[すべてのプログラム]→[アクセサリ]→[エクスプローラ]と進んで、『エクスプローラ』を起動します。次に、CD-ROM を挿入したドライブを選択して開きます。[DAS3] フォルダを開いて、[SETUP.EXE] をダブルクリックしてください。

3 [次へ] をクリックしてください。



4

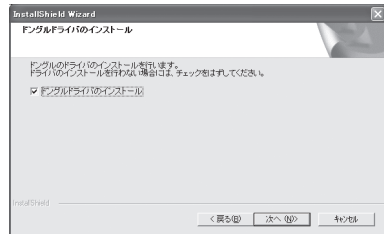
[次へ] をクリックしてください。
インストール先フォルダを変更する場合には、[参照] をクリックし、インストールするフォルダを選択するか、フォルダ名を直接入力してください。



5

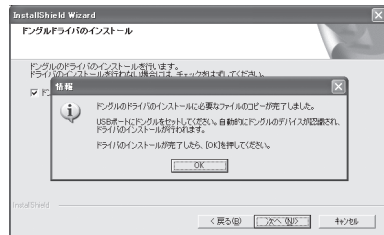
[ドングルドライバのインストール] にチェックが付いていることを確認し、[次へ] をクリックしてください。

MEDIAEDGE-SVS3 がインストールされている場合など、ドングルドライバが既にインストールされている環境ではチェックをはずします。



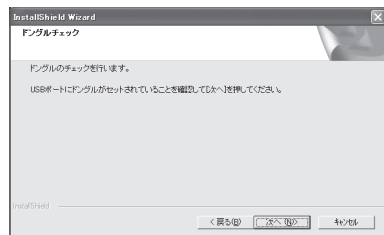
6

付属のドングルを USB 端子に装着し、[OK] をクリックしてください。
→ドングルドライバのコピーが終了してからドングルを装着してください。
→ドングルを装着するとプラグアンドプレイにより自動的にドライバをインストールします。



7

[次へ] をクリックしてください。



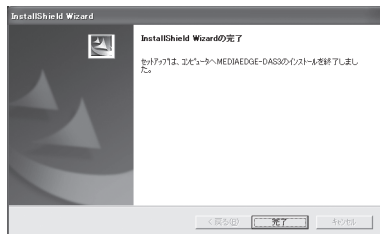
8

[はい] をクリックしてください。
リリースノートには、マニュアルに記載されていない事項が記載されていますので、インストール直後には必ずご覧ください。



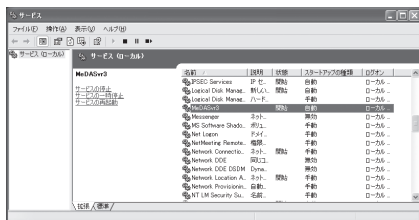
9

[完了]をクリックしてください。
以上で MEDIAEDGE-DAS3 のインストールは完了です。



■MEDIAEDGE-DAS3の確認

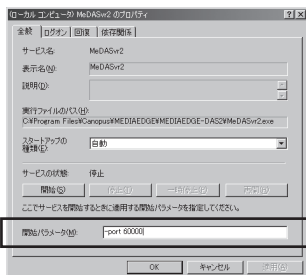
[コントロールパネル] → [管理ツール] → [サービス] を起動します。
MeDASvr3 が起動していることを確認します。起動していない場合は、以下の項目を確認して、再度 [開始] してください。



- MEDIAEDGE-DAS3 の Dongle を装着し、Dongle の LED が点灯していない場合は、一度 Dongle を抜き差ししてみてください。その場合も認識しないようであれば、再度ソフトウェアのインストール作業を行ってください。
- MEDIAEDGE-DAS3 がサービスを提供するポート番号は、インストール直後には 51002 となっています。他のソフトウェアでこのポートを使用する場合は、ポート番号を変更してください。ポート番号を変更した場合は、クライアント PC の MEDIAEDGE-SWT3 DS も再インストールを行って、MEDIAEDGE-SWT3 DS のポート番号も変更してください。

認証サーバーのポート番号を変更する場合は、次のようになります。

1. [コントロールパネル] → [管理ツール] → [サービス] を起動します。
2. [MeDASvr3] を選択して [プロパティ] を開きます。
3. サービスの状態が " 停止 " と表示されていない場合は、[停止] ボタンをクリックします。
4. 開始パラメータに -port ポート番号 を指定します。
〈例〉ポート番号に 60000 を指定する場合



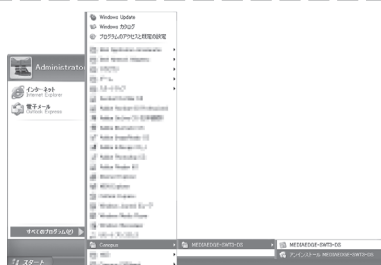
5. [開始] ボタンをクリックし、サービスを開始します。
起動に失敗した場合は、パラメータに誤りがないかを確認してください。

3 アンインストール

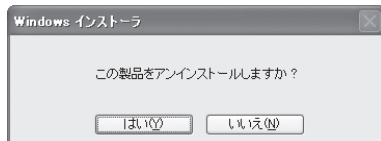
3-1 MEDIAEDGE-SWT3 DS のアンインストール

MEDIAEDGE-SWT3 DS のアップデートを行う場合は、旧バージョンのアンインストール後に、新しいアプリケーションのインストールを行うようにしてください。

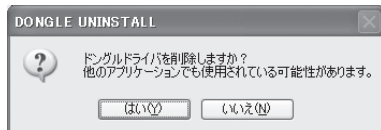
- 1 [スタート]メニューから[すべてのプログラム] → [Canopus] → [MEDIAEDGE-SWT3-DS] と進み、[アンインストール MEDIAEDGE-SWT3-DS] をクリックしてください。



- 2 [はい] をクリックしてください。



- 3 [はい] をクリックしてください。
→ MEDIAEDGE-SWT3 DS をアンインストールします。
他のソフトウェアで dongle を使用している場合は、[いいえ] を選択してください。

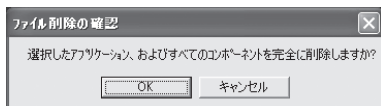


3-2 MEDIAEDGE-DAS3 のアンインストール

MEDIAEDGE-DAS3 のアップデートを行う場合は、旧バージョンのアンインストール後に、新しいアプリケーションのインストールを行うようにしてください。

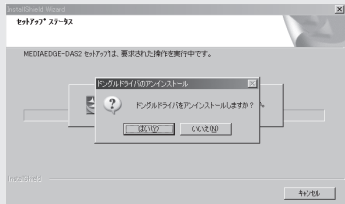
1 [スタート]メニューから[すべてのプログラム]→[MEDIAEDGE-DAS3]と進んで、[MEDIAEDGE-DAS3 のアンインストール]を起動してください。

2 [OK] をクリックしてください。

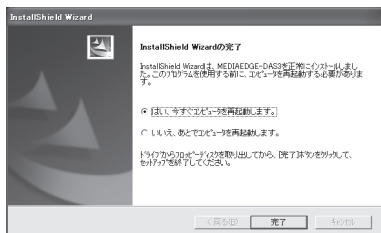


右の画面が表示される場合があります。[はい]をクリックしてください。

他のソフトウェアでドングルを使用している場合は、[いいえ]を選択してください。



3 [完了] をクリックしてください。



MEDIAEDGE

MEDIAEDGE-SWT3 DS

3

この章では、MEDIAEDGE-SWT3 DSの起動方法および基本操作について説明します。

- ネットワーク設定
- MEDIAEDGE-SWT3 DSの動作確認

1 ネットワーク設定

MEDIAEDGE-SWT3 DS がインストールされたクライアント PC のネットワーク設定を行います。既にネットワーク設定している PC に MEDIAEDGE-SWT3 DS をインストールした場合には、以下の設定は必要ありません。

1-1 この章での説明について

この章では、以下の設定で構築された MEDIAEDGE サーバーとの組み合わせでの使用を例に説明しています。サーバーの構築については、本書とあわせて『MEDIAEDGE-SVS3 User's Guide』もご覧ください。

●MEDIAEDGEサーバーの機能

サーバーコンソール用 Web サーバー	(Windows 標準 IIS)
クライアントコンテンツ用 Web サーバー	(Windows 標準 IIS)
DNS サーバー	(Windows 標準)
DHCP サーバー	(Windows 標準)

●MEDIAEDGEサーバーのネットワークの設定

IP アドレス	192.168.0.2
コンピュータ名	MEDIAEDGE-SVR
ホスト名	MEDIAEDGE-SVR
ドメイン名	localdomain
DNS アドレス	192.168.0.2
DHCP スコープ	192.168.0.16 ~ 192.168.0.250 / 255.255.255.0

※ MEDIAEDGE を専用のネットワークで使用する場合には、これらの設定のまま利用することができます。また、必要に応じて変更することもできます。この場合、システムをインテグレートする業者もしくはネットワーク管理者にご相談ください。

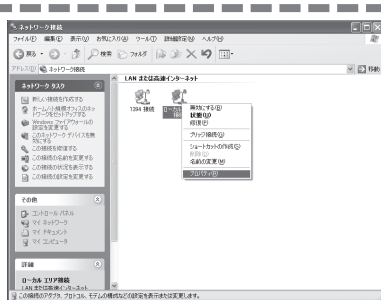
1-2 DNS、DHCP を使用する場合

MEDIAEDGE-SVS3 がインストールされたサーバーコンピュータで DNS サーバーと DHCP サーバーが稼働しており、同じネットワークセグメントにクライアント PC が接続されている場合には、以下の手順にしたがってネットワーク設定を行ってください。

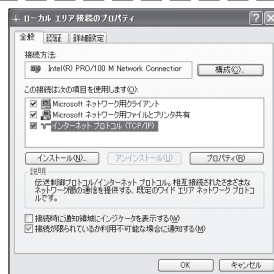
1 [スタート]メニューから[コントロールパネル]→[ネットワーク接続]を選択します。

2 ローカルエリア接続を選択して右クリックし、[プロパティ]を選択してください。

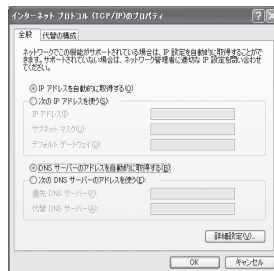
※ネットワークが複数ある場合は、該当するネットワーク接続を選択してください。



3 [インターネットプロトコル (TCP/IP)] を選択して [プロパティ] ボタンを押してください。



4 [IP アドレスを自動的に取得する]、[DNS サーバーの IP アドレスを自動的に取得する] を選択してください。



5 [OK] ボタンを押して、[インターネットプロトコル (TCP/IP) の設定] を閉じてください。

6 [OK] ボタンを押して、[ローカルエリア接続のプロパティ] を閉じてください。

1-3 DNS、DHCP を使用しない場合

MEDIAEDGE-LSB と 1 対 1 で接続するネットワーク構成のように、DNS、DHCP が利用できない場合には、以下の手順にしたがってネットワーク設定を行ってください。

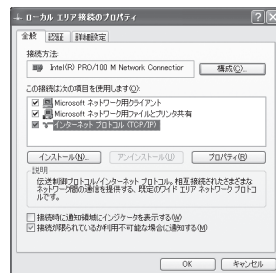
1 [スタート] メニューから [コントロールパネル] → [ネットワーク接続] を選択します。

2 ローカルエリア接続を選択して右クリックし、[プロパティ] を選択してください。

※ネットワークが複数ある場合は、該当するネットワーク接続を選択してください。

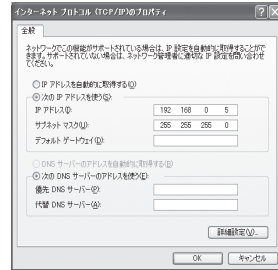


3 [インターネットプロトコル (TCP/IP)] を選択して [プロパティ] ボタンを押してください。



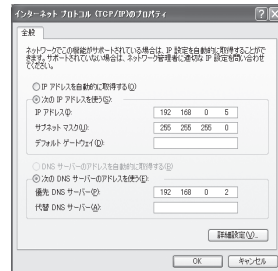
4 [次の IP アドレスを使う] を選択し、使用する IP アドレスを入力してください。

※使用する IP アドレスが不明な場合は、ネットワーク管理者にお問い合わせください。



5 DNS を使用する場合は DNS サーバーの IP アドレスを入力してください。DNS を使用しない場合は、空白のままにしてください。

※ DNS サーバーの IP アドレスが不明な場合は、ネットワーク管理者にお問い合わせください。



6 [OK] ボタンを押して、[インターネットプロトコル (TCP/IP) の設定] を閉じてください。

7 [OK] ボタンを押して、[ローカルエリア接続のプロパティ] を閉じてください。

2

MEDIAEDGE-SWT3 DS の動作確認

2-1 MEDIAEDGE-SWT3 DS を起動する

●Ethernet 関連の接続を確認する

サーバーコンピュータ、スイッチングハブおよびMEDIAEDGE-SWT3 DSをインストールしたクライアントPCが接続されていることを確認します。Ethernetケーブルが該当する接続端子に確実に接続されているか確認してください。

●ドングルの接続を確認する

パソコンのUSB端子にドングルが装着されていることを確認します。

1 -----
[スタート]メニューから[すべてのプログラム]→[Canopus]→
[MEDIAEDGE-SWT3-DS]→[MEDIAEDGE-SWT3-DS]を選択してください。

2 -----
起動後、右画面のように
MEDIAEDGE-SWT3 DSが起動します。



3 -----
MEDIAEDGE-SWT3 DSを終了する場合は、キーボードの[Esc]キーを押してください。

Appendix

4

- 対応フォーマットと制限事項
- トラブルシューティング
- GPLライセンスに関する事項

1 対応フォーマットと制限事項

MEDIAEDGE-SWT3 DSで対応しているフォーマットは以下のとおりです。

■対応フォーマット

●映像

MPEG2-HD

MPEG1

MPEG2

●静止画

JPEG

BMP

GIF(透過対応)

PNG(透過対応)

●音声

WAVE(PCM形式)

MP3

●その他

テロップ(テキスト/RSS)

HTML

※FLASHの再生環境を備えたPCをお使いの場合、FLASHの表示も可能です。

■制限事項

●同時に再生できる最大コンテンツ数

動画：4、静止画：16、テロップ：2、FLASH：4、オーディオ：4

2

トラブルシューティング

症状	確認事項
黒画面のまま再生されない。 映像が乱れる。	ファイアウォールによりストリーミングデータが破棄されている可能性があります。またはMEDIAEDGE-SWT3を動かしているクライアントPCのCPU負荷が高く、正常にデコードできていない可能性があります。

3

GPL ライセンスに関する事項

GNU 一般公衆利用許諾契約書
バージョン2、1991年6月
日本語訳、2002年5月20日

Copyright (C) 1989, 1991 Free Software Foundation, Inc.

59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

この利用許諾契約書を、一字一句そのままに複製し頒布することは許可する。しかし変更は認めない。

This is an unofficial translation of the GNU General Public License into Japanese. It was not published by the Free Software Foundation, and does not legally state the distribution terms for software that uses the GNU GPL—only the original English text of the GNU GPL does that. However, we hope that this translation will help Japanese speakers understand the GNU GPL better.

(訳: 以下は GNU General Public License の非公式な日本語訳です。これはフリーソフトウェア財団(the Free Software Foundation)によって発表されたものではなく、GNU GPL を適用したソフトウェアの頒布条件を法的に有効な形で述べたものではありません。頒布条件としては GNU GPL の英語版テキストで指定されているもののみが有効です。しかしながら、私たちはこの翻訳が、日本語を使用する人々にとって GNU GPL をより良く理解する助けとなることを望んでいます。)

翻訳は 八田真行 <mhatta@gnu.org> が行った。原文は <http://www.gnu.org/licenses/gpl.txt> である。誤訳の指摘や改善案を歓迎する。

はじめに

ソフトウェア向けライセンスの大半は、あなたがそのソフトウェアを共有したり変更したりする自由を奪うように設計されています。対照的に、GNU 一般公衆利用許諾契約書は、あなたがフリーソフトウェアを共有したり変更したりする自由を保証する一すなわち、ソフトウェアがそのユーザすべてにとってフリーであることを保証することを目的としています。この一般公衆利用許諾契約書はフリーソフトウェア財団のソフトウェアのほとんどに適用されており、また GNU GPL を適用すると決めたフリーソフトウェア財団以外の作者によるプログラムにも適用されています(いくつかのフリーソフトウェア財団のソフトウェアには、GNU GPL ではなく GNU ライブラリー一般公衆利用許諾契約書が適用されていることもあります)。あなたもまた、ご自分のプログラムに GNU GPL を適用することが可能です。

私たちがフリーソフトウェアと言うとき、それは利用の自由について言及しているのであって、価格は問題にしていません。私たちの一般公衆利用許諾契約書は、あなたがフリーソフトウェアの複製物を頒布する自由を保証するよう設計されています(希望に応じてその種のサービスに手数料を課す自由も保証されます)。また、あなたがソースコードを受け取るか、あるいは望めばそれを入手することが可能であるということ、あなたがソフトウェアを変更し、その一部を新たなフリーのプログラムで利用できるということ、そして、以上で述べたようなことができるということがあなたに知られるということも保証されます。

あなたの権利を守るため、私たちは誰かがあなたの有するこれらの権利を否定することや、これらの権利を放棄するよう要求することを禁止するという制限を加える必要があります。よって、あなたがソフトウェアの複製物を頒布したりそれを変更したりする場合には、これらの制限のためにあなたにある種の責任が発生することになります。

例えば、あなたがフリーなプログラムの複製物を頒布する場合、有料か無料に関わらず、あなたは自分が有する権利を全て受領者に与えなければなりません。

また、あなたは彼らもソースコードを受け取るか手に入れることができるよう保証しなければなりません。そして、あなたは彼らに対して以下で述べる条件を示し、彼らに自らの持つ権利について知らしめるようにしなければなりません。

私たちはあなたの権利を二段階の手順を踏んで保護します。(1) まずソフトウェアに対して著作権を主張し、そして (2) あなたに対して、ソフトウェアの複製や頒布または改変についての法的な許可を与えるこの契約書を提示します。

また、各作者や私たちを保護するため、私たちはこのフリーソフトウェアには何の保証も無いということを誰もが確実に理解するようにし、またソフトウェアが誰か他人によって改変され、それが次々と頒布されていったとしても、その受領者は彼らが手に入れたソフトウェアがオリジナルのバージョンでは無いこと、そして原作者の名前は他人によって持ち込まれた可能性のある問題によって影響されることが無いということを周知させたいと思います。

最後に、ソフトウェア特許がいかなるフリーのプログラムの存在にも不断の脅威を投げかけていますが、私たちは、フリーなプログラムの再頒布者が個々に特許ライセンスを取得することによって、事実上プログラムを独占的にしてしまうという危険を避けたいと思います。こういった事態を予防するため、私たちはいかなる特許も誰もが自由に利用できるようなライセンスされるか、全くライセンスされないかのどちらかでなければならぬことを明確にしました。

(訳注: 本契約書で「独占的(proprietary)」とは、ソフトウェアの利用や再頒布、改変が禁止されているか、許可を得ることが必要とされているか、あるいは厳しい制限が課せられていて自由にそうすることが事実上できなくなっている状態のことを指す。詳しくは<http://www.gnu.org/philosophy/categories.ja.html#ProprietarySoftware>を参照せよ。)

複製や頒布、改変についての正確な条件と制約を以下で述べていきます。

GNU 一般公衆利用許諾契約書 複製、頒布、改変に関する条件と制約

0. この利用許諾契約書は、そのプログラム(またはその他の著作物)をこの一般公衆利用許諾契約書の定める条件の下で頒布できるという告知が著作権者によって記載されたプログラムまたはその他の著作物全般に適用される。以下では、『プログラム』とはそのようにしてこの契約書が適用されたプログラムや著作物全般を意味し、また『プログラム』を基にした著作物とは『プログラム』やその他著作権法の下で派生物と見なされるもの全般を指す。すなわち、『プログラム』かその一部を、全く同一のままか、改変を加えたか、あるいは他の言語に翻訳された形で含む著作物のことである(「改変」という語の本来の意味からはずれるが、以下では翻訳も改変の一種と見なす)。それぞれの契約者は「あなた」と表現される。

複製や頒布、改変以外の活動はこの契約書ではカバーされない。それらはこの契約書の対象外である。『プログラム』を実行する行為自体に制限はない。また、そのような『プログラム』の出力結果は、その内容が『プログラム』を基にした著作物を構成する場合のみこの契約書によって保護される(『プログラム』によって作成されたということとは無関係である)。このような線引きの妥当性は、『プログラム』が何をするのかに依存する。

1. それぞれの複製物において適切な著作権表示と保証の否認声明(disclaimer of warranty)を目立つよう適切に掲載し、またこの契約書および一切の保証の不在に触れた告知すべてをそのまま残し、そしてこの契約書の複製物を『プログラム』のいかなる受領者にも『プログラム』と共に頒布する限り、あなたは『プログラム』のソースコードの複製物を、あなたが受け取った通りの形で複製または頒布することができる。媒体は問わない。

あなたは、物理的に複製物を譲渡するという行為に関して手数料を課しても良いし、希望によっては手数料を取って交換における保護の保証を提供しても良い。

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を改変して『プログラム』を基にした著作物を形成し、そのような改変点や著作物を上記第1節の定める条件の下で複製または頒布することができる。ただし、そのためには以下の条件すべてを満たしていなければならない:

- a) あなたがそれらのファイルを変更したということと変更した日時が良く分かるよう、改変されたファイルに告示しなければならぬ。
- b) 『プログラム』またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その全体をこの契約書の条件に従って第三者へ無償で利用許諾しなければならぬ。
- c) 改変されたプログラムが、通常実行する際に対話的にコマンドを読むようになっているならば、そのプログラムを最も一般的な方法で対話的に実行する際、適切な著作権表示、無保証であること(あるいはあなたが保証を提供するという)、ユーザがプログラムをこの契約書で述べた条件の下で頒布することができるということ、そしてこの契約書の複製物を閲覧するにはどうしたらよいかというユーザへの説明を含む告知が印刷されるか、あるいは画面に表示されるようにしなければならぬ(例外として、『プログラム』そのものは対話的であっても通常そのような告知を印刷しない場合には、『プログラム』を基にしたあなたの著作物にそのような告知を印刷させる必要はない)。

以上の必要条件是全体としての改変された著作物に適用される。著作物の一部が『プログラム』から派生したものではないと確認でき、それら自身別の独立した著作物であると合理的と考えられるならば、あなたがそれらを別の著作物として分けて頒布する場合、そういった部分にはこの契約書とその条件は適用されない。しかし、あなたが同じ部分を『プログラム』を基にした著作物全体の一部として頒布するならば、全体としての頒布物は、この契約書が課す条件に従わなければならない。というのは、この契約書が他の契約者に与える許可は『プログラム』丸ごと全体に及び、誰が書いたかは関係なく各部分のすべてを保護するからである。

よって、すべてあなたによって書かれた著作物に対し、権利を主張したりあなたの権利に異議を申し立てることはこの節の意図するところではない。むしろ、その趣旨は『プログラム』を基にした派生物ないし集合著作物の頒布を管理する権利を行使することにある。

また、『プログラム』を基にしていないその他の著作物を『プログラム』(あるいは『プログラム』を基にした著作物)と一緒に集めただけのものを一巻の保管装置ないし頒布媒体に収めても、その他の著作物までこの契約書が保護する対象になるということにはならない。

3. あなたは上記第1節および2節の条件に従い、『プログラム』(あるいは第2節における派生物)をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。ただし、その場合あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない:
 - a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。ただし、ソースコードは上記第1節および2節の条件に従いソフトウェアの交換で習慣的に使われる媒体で頒布しなければならない。あるいは、
 - b) 著作物に、いかなる第三者に対しても、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを、頒布に要する物理的コストを上回らない程度の手数料と引き換えに提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。ただし、ソースコードは上記第1節および2節の条件に従いソフトウェアの交換で習慣的に使われる媒体で頒布しなければならない。あるいは、
 - c) 対応するソースコード頒布の申し出に際して、あなたが得た情報を一緒に引き渡す(この選択肢は、営利を目的としない頒布であって、かつあなたが上記小節bで指定されているような申し出と共にオブジェクトコードあるいは実行形式のプログラムしか入手していない場合に限り許可される)。

著作物のソースコードとは、それに対して改変を加える上で好ましいとされる著作物の形式を意味する。ある実行形式の著作物にとって完全なソースコードとは、それが含むモジュールすべてのソースコード全部に加え、関連するインターフェース定義ファイルのすべてとライブラリのコンパイルやインストールを制御するために使われるスクリプトをも加えたものを意味する。しかし特別な例外として、そのコンポーネント自体が実行形式に付随するのでは無い限り、頒布されるものの中に、実行形式が実行されるオペレーティングシステムの主要なコンポーネント(コンパイラやカーネル等)と通常一緒に(ソースかバイナリ形式のどちらかで)頒布されるものを含んでいる必要はないとする。

実行形式またはオブジェクトコードの頒布が、指定された場所からコピーするためのアクセス手段を提供することで為されるとして、その上でソースコードも同等のアクセス手段によって同じ場所からコピーできるようになっているならば、第三者がオブジェクトコードと一緒にソースも強制的にコピーさせられるようになっていなくてもソースコード頒布の条件を満たしているものとする。

4. あなたは『プログラム』を、この契約書において明確に提示された行為を除き複製や改変、サブライセンス、あるいは頒布してはならない。他に『プログラム』を複製や改変、サブライセンス、あるいは頒布する企てはすべて無効であり、この契約書の下でのあなたの権利を自動的に終結させることになる。しかし、複製物や権利をこの契約書に従ってあなたから得た人々に関しては、そのような人々がこの契約書に完全に従っている限り彼らのライセンスまで終結することはない。
5. あなたはこの契約書を受諾する必要は無い。というのは、あなたはこれに署名していないからである。しかし、この契約書以外にあなたに対して『プログラム』やその派生物を変更、頒布する許可を与えるものは存在しない。これらの行為は、あなたがこの契約書を受け入れない限り法によって禁じられている。そこで、『プログラム』(あるいは『プログラム』を基にした著作物のすべて)を改変ないし頒布することにより、あなたは自分がそのような行為を行うためにこの契約書を受諾したということ、そして『プログラム』とそれに基づく著作物の複製や頒布、改変についてこの契約書が課す制約と条件をすべて受け入れたということを示したものと見なす。
6. あなたが『プログラム』(または『プログラム』を基にした著作物全般)を再頒布するたびに、その受領者は元々のライセンス許可者から、この契約書で指定された条件と制約の下で『プログラム』を複製や頒布、あるいは改変する許可を自動的に得るものとする。あなたは、受領者がここで認められた権利を行使することに関してこれ以上他のいかなる制限も課

することができない。あなたには、第三者がこの契約書に従うことを強制する責任はない。

7. 特許侵害あるいはその他の理由(特許関係に限らない)から、裁判所の判決あるいは申し立ての結果としてあなたに(裁判所命令や契約などにより)この契約書の条件と矛盾する制約が課された場合でも、あなたがこの契約書の条件を免除されるわけではない。もしこの契約書の下であなたに課せられた責任と他の関連する責任を同時に満たすような形で頒布できないならば、結果としてあなたは『プログラム』を頒布することが全くできないということである。例えば特許ライセンスが、あなたから直接間接を問わずコピーを受け取った人が誰でも『プログラム』を使用料無料で再頒布することを認めていない場合、あなたがその制約とこの契約書を両方とも満たすには『プログラム』の頒布を完全に中止するしかないだろう。この節の一部分が特定の状況の下で無効ないし実施不可能な場合でも、節の残りの部分は適用されるよう意図されている。その他の状況では節が全体として適用されるよう意図されている。

特許やその他の財産権を侵害したり、そのような権利の主張の効力に異議を唱えたりするようあなたを誘惑することがこの節の目的ではない。この節には、人々によってライセンス慣行として実現されてきた、フリーソフトウェア頒布のシステムの完全性を護るという目的しかない。多くの人々が、フリーソフトウェアの頒布システムが首尾一貫して適用されているという信頼に基づき、このシステムを通じて頒布される多様なソフトウェアに寛大な貢献をしてきたのは事実であるが、人がどのようなシステムを通じてソフトウェアを頒布したいと思うかはあくまでも作者/寄与者次第であり、あなたが選択を押しつけることはできない。

この節は、この契約書のこの節以外の部分の一掃結になると考えられるケースを徹底的に明らかにすることを目的としている。

8. 『プログラム』の頒布や利用が、ある国においては特許または著作権が主張されたインターフェースのいずれかによって制限されている場合、『プログラム』にこの契約書を適用した元の著作権者は、そういった国々を排除した明確な地理的頒布制限を加え、そこで排除されていない国の中やそれらの国々の間でのみ頒布が許可されるようにしても構わない。その場合、そのような制限はこの契約書本文で書かれているのと同様に見なされる。
9. フリーソフトウェア財団は、時によって改訂または新版の一般公衆利用許諾書を発表することができる。そのような新版は現在のバージョンとその精神においては似たものになるだろうが、新たな問題や懸念を解決するため細部では異なる可能性がある。

それぞれのバージョンには、見分けが付くようにバージョン番号が振られている。『プログラム』においてそれに適用されるこの契約書のバージョン番号が指定されていて、更に「それ以降のいかなるバージョン」も適用して良いとなっている場合、あなたは従う条件と制約として、指定のバージョンか、フリーソフトウェア財団によって発行された指定のバージョン以降の版のどれか一つのどちらかを選ぶことが出来る。『プログラム』でライセンスのバージョン番号が指定されていないならば、あなたは今までにフリーソフトウェア財団から発行されたバージョンの中から好きに選んで構わない。

10. もしあなたが『プログラム』の一部を、その頒布条件がこの契約書と異なる他のフリーなプログラムと統合したいならば、作者に連絡して許可を求めよ。フリーソフトウェア財団が著作権を保有するソフトウェアについては、フリーソフトウェア財団に連絡せよ。私たちは、このような場合のために特別な例外を設けることもある。私たちが決定を下すにあたっては、私たちのフリーソフトウェアの派生物すべてがフリーな状態に保たれるということと、一般的にソフトウェアの共有と再利用を促進するという二つの目標を規準に検討されるであろう。

無保証について

11. 『プログラム』は代価無しに利用が許可されるので、適切な法が認める限りにおいて、『プログラム』に関するいかなる保証も存在しない。書面で別に述べる場合を除いて、著作権者、またはその他の団体は、『プログラム』を、表明されたか言外にかかわらず、商業的適性を保証するほめめかしやある特定の目的への適合性(に限られない)を含む一切の保証無しに「あるがまま」で提供する。『プログラム』の質と性能に関するリスクのすべてはあなたに帰属する。『プログラム』に欠陥があると判明した場合、あなたは必要な保守点検や補修、修正に要するコストのすべてを引き受けることになる。
12. 適切な法が書面での同意によって命ぜられない限り、著作権者、または上記で許可されている通りに『プログラム』を改変または再頒布したその他の団体は、あなたに対して『プログラム』の利用ないし利用不能で生じた一般的、特別的、偶発的、必然的な損害(データの消失や不正確な処理、あなたか第三者が被った損失、あるいは『プログラム』が他のソフトウェアと一緒に動作しないという不具合などを含むがそれらに限らない)に一切の責任を負わない。そのような損害が生ずる可能性について彼らが忠告されていたとしても同様である。

条件と制約終わり

以上の条項をあなたの新しいプログラムに適用する方法

あなたが新しいプログラムを開発したとして、公衆によってそれが利用される可能性を最大にしたいなら、そのプログラムをこの契約書の条項に従って誰でも再頒布あるいは変更できるようフリーソフトウェアにするのが最善です。そのためには、プログラムに以下のような表示を添付してください。その場合、保証が排除されているということをも効果的に伝えるために、それぞれのソースファイルの冒頭に表示を添付すれば最も安全です。少なくとも、「著作権表示」という行と全文がある場所へのポインタだけは各ファイルに含めて置いてください。

```
<one line to give the program's name and a brief idea of what it does.>  
Copyright (C) <year> <name of author>
```

This program is free software; you can redistribute it and/or modify it under the terms of the GNU General Public License as published by the Free Software Foundation; either version 2 of the License, or (at your option) any later version.

This program is distributed in the hope that it will be useful, but WITHOUT ANY WARRANTY; without even the implied warranty of MERCHANTABILITY or FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE. See the GNU General Public License for more details.

You should have received a copy of the GNU General Public License along with this program; if not, write to the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA

(訳:

```
<プログラムの名前と、それが何をするかについての簡単な説明。>  
Copyright (C) <西暦年> <作者の名前>
```

このプログラムはフリーソフトウェアです。あなたはこのプログラムを、フリーソフトウェア財団によって発行された GNU 一般公衆利用許諾契約書 (バージョン 2 か、希望によってはそれ以降のバージョンのうちどれか) の定める条件の下で再頒布または改変することができます。

このプログラムは有用であることを願って頒布されますが、*全くの無保証* です。商業可能性の保証や特定の目的への適合性は、言外に示されたものも含め全く存在しません。詳しくは GNU 一般公衆利用許諾契約書をご覧ください。

あなたはこのプログラムと共に、GNU 一般公衆利用許諾契約書の複製物を一部受け取ったはずですが、もし受け取ってなければ、フリーソフトウェア財団まで請求してください(宛先は the Free Software Foundation, Inc., 59 Temple Place, Suite 330, Boston, MA 02111-1307 USA)。

)

電子ないし紙のメールであなたに問い合わせる方法についての情報も書き加えましょう。

プログラムが対話的なものならば、対話モードで起動した際に出力として以下のような短い告知が表示されるようにしてください:

```
Gnomovision version 69, Copyright (C) year name of author  
Gnomovision comes with ABSOLUTELY NO WARRANTY; for details type `show w'.  
This is free software, and you are welcome to redistribute it under certain conditions; type `show c' for details.
```

(訳:

```
Gnomovision バージョン 69, Copyright (C) 年 作者の名前  
Gnomovision は*全くの無保証*で提供されます。詳しくは「show w」とタイプして下さい。これはフリーソフトウェアであり、ある条件の下で再頒布することが奨励されています。詳しくは「show c」とタイプして下さい。
```

)

ここで、仮想的なコマンド「show w」 と「show c」 は一般公衆利用許諾契約書の適切な部分を表示するようになっていなければなりません。もちろん、あなたが使うコマンドを「show w」 や「show c」と呼ぶ必然性はありませんので、あなたのプログラムに合わせてマウスのクリックやメニューのアイテムにしても結構です。

またあなたは、必要ならば(プログラマーとして働いていたら)あなたの雇用主、あるいは場合によっては学校から、そのプログラムに関する「著作権放棄声明(copyright disclaimer)」に署名してもらうべきです。以下は例ですので、名前を変えてください:

Yoyodyne, Inc., hereby disclaims all copyright interest in the program 'Gnomovision' (which makes passes at compilers) written by James Hacker.

<signature of Ty Coon>, 1 April 1989
Ty Coon, President of Vice

(訳:

Yoyodyne 社はここに、James Hacker によって書かれたプログラム「Gnomovision」(コンパイラへ通すプログラム)に関する一切の著作権の利益を放棄します。

<Ty Coon 氏の署名>、1989年4月1日
Ty Coon、副社長

)

この一般公衆利用許諾契約書では、あなたのプログラムを独占的なプログラムに統合することを認めていません。あなたのプログラムがサブルーチンライブラリならば、独占的なアプリケーションとあなたのライブラリをリンクすることを許可したほうがより便利であると考えられるかもしれません。もしこれがあなたの望むことならば、この契約書の代わりにGNU ライブラリ一般公衆利用許諾契約書を適用してください。

